

# 独立行政法人土木研究所役員退職手当支給規程

平成13年 4月 1日  
独立行政法人土木研究所  
規程 第 8 号

最終改正

平成24年12月26日

## (総則)

第1条 独立行政法人土木研究所（以下「独法土研」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職し、解任され、又は死亡したときは、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に、この規程の定めるところにより、退職手当を支給する。

## (遺族の範囲及び順位)

第1条の2 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - 三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- 一 役員を故意に死亡させた者
  - 二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

## (退職手当の支給制限)

第2条 退職手当は、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号の規定により解任された

ときを除く。) は、支給しない。

#### (退職手当の額)

第3条 第5条の2第4項の規定に該当する場合を除くほか、退職手当の額は、在職期間1月につき、役員の退職、解任又は死亡(以下「退職等」という。)の日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に次項に規定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段及び第5条の2第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額(国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)として在職した期間にあっては、当該国家公務員として在職した者の国家公務員を退職した日における俸給月額を勘案して理事長が別に定める額)に100分の12.5の割合を乗じて得た額に次項に規定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 業績勘案率は、国土交通省独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率とする。
- 3 理事長は、役員が退職等したとき(前条又は第5条の2第3項の規定により退職手当を支給しない場合を除く。)は、業績勘案率の決定を、退職等した役員の在職した最終の事業年度に係る業務実績評価(通則法第32条第1項の規定による法人の業務の実績についての評価をいう。以下同じ。)を行う委員会に申請するものとする。

#### (在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、役員の任命の日から起算して暦に従つて計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

#### (再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

#### (国家公務員から復帰した役員等に対する退職手当に係る特例)

第5条の2 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書きの適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し理事長がそのつど定める。
- 3 国家公務員が、当該国家公務員の任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定により役員となった者が退職した場合（第4項の規定に該当する退職を除く。）の退職手当の額については、当該退職時において国家公務員に復帰し、国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。なお、この場合、同法に規定する「退職の日におけるその者の俸給月額」については、当該役員が第3項の規定により役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員となった日から退職までの期間等を勘案し理事長がそのつど定める額とする。

#### （退職手当の支払）

- 第6条 退職手当は、法令に基づきその役員の退職手当から控除すべき額を控除しその残額を、現金で、直接この規程の定めるところによりその支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、支給を受けるべき者からの申し出に基づき、その者に対する退職手当をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。
- 2 退職手当は、委員会が業績勘案率を決定した日以後遅滞なく支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、役員に支給事由が発生した時点で、特段の事情がない限り理事長が当該役員の在職中の業績をもとに「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について（平成17年3月23日決定）」を準用して算定した業績勘案率を暫定的な業績勘案率（以下「暫定業績勘案率」という。）として第3条第1項の規定を準用して算出する退職手当の額以内の額（以下「暫定退職手当額」という。）を支払うことができる。この場合において、第3条第1項中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。
  - 4 前項の規定による暫定退職手当額を支払った場合においては、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以後速やかに第3条の規定により算定した退職手当の額から第2項の規定により支給した暫定退職手当額との差額を精算する。この場合において、既に支給した暫定退職手当額は、第3条の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。

#### 第7条 削除

(退職手当の支払の差止め及び返納等の取扱い)

第8条 退職手当の差止め及び返納等の取扱いについては、退職手当法第13条から第17条の規定（第13条第4項、第8項、第9項、第14条第4項、第15条第2項、第5項、第16条第3項、第17条第2項、第5項、第8項の規定を除く。）及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）の関係規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「解任」と、「公務」とあるのは「独法土研の業務」と読み替える。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

(実施細則)

第10条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、退職手当の額は、第3条の規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

### 附 則（平成14年3月29日規程第35号）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度の在職期間に関する退職手当の本給月額に対する支給率は、この規程による改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則（平成15年6月9日規程第8号）

この規程は、平成15年6月15日から施行する。

### 附 則（平成15年12月24日規程第17号）

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 平成15年12月31日以前の在職期間に係る退職手当の額の算定については、この規程による改正後の独立行政法人土木研究所役員退職手当支給規程第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則（平成16年3月29日規程第4号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年12月31日以前の在職期間に係る暫定退職手当額は、第6条第3項の規定にかかわらず、独立行政法人土木研究所役員退職手当支給規程の一部を改正する規程（平成15年

12月24日規程第17号) 附則第2項の規定により従前の例により算定した額とする。

附 則 (平成17年3月31日規程第9号)

この規程は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日規程第10号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日規程第15号)

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の独立行政法人土木研究所役員退職手当支給規程（以下この項において「新退職手当規程」という。）附則第2項の規定の適用については、新退職手当規程附則第2項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。